

芦屋町企業版ふるさと納税マッチング支援業務 仕様書

1. 業務名

芦屋町企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2. 業務目的

地方自治体が行う地方創生事業に対し寄附を行った企業に、税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について、芦屋町（以下「本町」という。）の地方創生の充実・強化を図るため、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業（以下「寄附見込企業」という。）への働きかけを行い、寄附の獲得を目指すものである。

3. 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4. 業務の内容

本業務の目的を達成するため、以下の業務を実施する。ただし、より効率的な方法がある場合には、協議を行い内容を変更することができる。

(1) 対象事業の選定・企業へのPR業務

受託者は、本町が行う寄附対象事業の選定に係る助言及び寄附見込企業に対し、寄附対象事業等の効果的なPRを行う。

(2) 寄附見込企業の選定

受託者は、寄附見込企業を選定した上で、選定理由を付した一覧表を本町に提出すること。

なお、一覧表に掲載された寄附見込企業については、協議の上、加除することができる。また、一覧表にない企業からの寄附は、本業務での成果としない。

(3) 寄附見込企業への提案・報告

受託者は、寄附見込企業に対して対象事業への寄附を提案し、寄附の意向を令和9年3月31日までに確定させる。本町への寄附の意向を示した場合は、本町へ寄附見込企業の名称、寄附予定時期等を報告する。なお、寄附については、令和9年5月31日までに完了するものとする。

(4) 寄附見込企業へのフォローアップ

受託者は、寄附見込企業からの各種問合せ等に対応する。

また、寄附見込企業に対し、寄附に必要な手続きを案内し寄附実現に向けた調整が円滑に進むよう、寄附見込企業及び本町への相談対応等のフォローアップを行う。

5. 業務の報告

受託者は、業務の進捗状況に応じて定期的に本町に対し報告を行うこと。なお、報告内容及び報告頻度等は、両者の協議により定めるものとする。

6. 委託料

①委託料の算定は成果報酬型（本業務を通じて行われた企業版ふるさと納税の寄附を町が受領した場合に支払う）によるものとし、寄附金額に受託料率を乗じて得た金額（1円未満は切り捨て）に、消費税及び地方消費税を加えた額とする。

②寄附候補企業への働きかけにかかる費用（旅費、通信費、用紙代等）は、受託者の負担とする。

③委託料は、寄附企業から町に提出された寄附申出書（本町指定様式）に紹介者として記載された1者に対してのみ支払うものとする。

④寄附見込企業が本町に対して寄附を行った後、本町は速やかに受託者にこの旨を伝え、受託者の請求によって、委託料の支払いを行うものとする。

7. 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本町の承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせることができるものとする。

8. 法令遵守及び個人情報の取扱い

①受託者は、地方自治法、同法施行令、地方税法等の関係法令を遵守すること。

②受託者は、本業務で取り扱う情報に関して、情報セキュリティの重要性を認識し、情報漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行うこと。

③受託者は、本業務の履行中に際し知り得た情報を他の目的に使用し、または他に漏らしてはならない。本業務委託期間終了後も同様とする。

9. その他

①本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本町と受託者が協議のうえ定めるものとする。

②受託者は、本業務の円滑な実施のために、十分な経験と技術力を有する者を従事させること。

③受託者は、寄附見込企業に対して経済的利益を供与してはならない。また、寄附者から報酬その他の利益を受けてはならない。